

令和 2 年度

第 8 回芽室町教育委員会会議  
(公開用)

令和 2 年 8 月 26 日

芽室町教育委員会

## 会議録

令和2年8月26日第8回芽室町教育委員会会議を芽室町中央公民館2階図書資料室で開催した。

○開会時間 16時00分

○閉会時間 16時45分

○出席委員 教育長職務代理者 西村嘉博

委員 山口祥子

委員 鳥本和宏

○欠席委員 委員 田口聰明

○出席職員 教育長 程野仁

学校教育課長 有澤勝昭

社会教育課長 日下勝祐

図書館長兼図書館係長 藤澤英樹

学校教育課長補佐 清末有二

学校教育課総務係長 中田雅彦

学校教育課学校教育係長 橋本岳

学校教育課給食係長 矢後浩史

社会教育課社会教育係長 大石秀人

社会教育課社会教育係主査 村島志津佳

社会教育課スポーツ振興係長 上田勝哉

- 日程第1 会議録署名委員の指名  
日程第2 前会議録の承認  
日程第3 教育長の報告  
日程第4 報告第12号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件  
日程第5 議案第19号 令和3年度使用小学校用教科用図書採択の件  
日程第6 議案第20号 令和3年度使用中学校用教科用図書採択の件  
日程第7 議案第21号 令和3年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書採択の件  
日程第8 議案第22号 令和2年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申出の件（非公開）

◎日程第1「会議録署名委員の指名」

○程野教育長 本日の委員の出席は、田口委員が欠席のため4名であります  
が、教育長及び在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の委員会  
は有効に成立いたします。

これより、第8回教育委員会会議を開会いたします。

◎日程第1「会議録署名委員の指名」

日程第1「会議録署名委員の指名」について、本会議の会議録署名委員  
は、鳥本和宏委員とします。よろしくお願ひします。

◎日程第2「前会議録の承認」

○程野教育長 日程第2「前会議録の承認」、第7回の会議録ですが、  
別冊のとおりになっております。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と発する声あり）

○程野教育長 それでは、この会議録のとおりとさせていただきます。

◎日程第3「教育長の報告」

○程野教育長 日程第3「教育長の報告」について、2点お話をします。  
1点目は、8月18日から町内7校の小中学校の2学期がスタートし、  
新型コロナウイルス対策及び熱中症についても十分配慮した上で、学校  
運営を進めるよう指示しているところであります。  
また、2学期は運動会、体育祭の規模を縮小して行うとともに、修学旅行  
については、目的地の変更や移動手段、宿泊施設での3密回避に極力配慮  
して行う予定であります。

本日はもう既に上美生中学校が2泊3日の予定で函館方面に修学旅行

で出発しているところであります。この次は8月31日芽室中学校、同じく函館方面に修学旅行で出発する予定であり、10月1日までには全ての小中学校の修学旅行が行われる予定となっております。

併せて学校運営については、昨年度末や年度初めの休校に関わる未修事項については既にクリアをして、この後も本年度予定の授業実数、内容を現状では確保できる見込みとなっているところであります。

2点目は、8月6日に第6回第12地区教科書採択教育委員会協議会を経て、次年度から使用する中学校の教科用図書を採択したところであります。

2点、私から報告させていただきました。

学校教育課からお願ひします。

学校教育課長。

○有澤学校教育課長 学校教育課所管事業の主なものについて、御報告させていただきます。

まず、7月29日令和2年度公立学校職員永年勤続者表彰伝達を実施しております。当日は30年勤務者表彰で、芽室西小学校から1名の方の表彰伝達を行いました。

次に、8月5日町議会8月臨時議会におきまして、財産取得の件、小学校情報端末購入を提案し、承認いただいております。

また、8月6日、今、教育長のほうからもお話がありましたが、第12地区の教科書採択教育委員会会議において、令和3年度の中学生が使う教科書が決定いたしました。後ほど議案の中で御報告、審議いただくことになりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○程野教育長 社会教育課長。

○日下社会教育課長 次に、社会教育課の所管事業ですけれども、このページ下段二つ、7月23日から8月17日にかけて、夏休み期間中の小学生を対象に、スカイアースとの連携事業で芽室町のクイズラリーを、北海道日本ハムファイターズとの連携事業でラジオ体操のチャレンジ授業をそれぞれ実施し、両団体から商品の提供を受けることになってございます。現在、参加者、目標達成者の集計を行っているところであります。

裏のページにまいりまして、8月23日北海道のサッカーリーグ、スカイアース開幕戦となりましたけれども、「めむろサンクスマッチ」と銘打っていただきまして、本町からも人的・物的な支援をさせていただきました。密を回避するというようなことでいろいろ工夫をされたのですけれども、大盛況で950人ぐらいの観客がお越しになったということでありました。

以上であります。

○程野教育長 以上、報告を行っていただきました。

報告について、質疑等ござりますか。

(「なし」と発する声あり)

○程野教育長 なければ、報告のとおりということで進めます。

この後の予定について、本日の会議で 1 件の非公開の日程がありますので、議事進行において提案説明の前に非公開の決定をお願いします。

日程第 8 「議案第 22 号令和 2 年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申出の件」については、芽室町教育委員会会議規則第 12 条第 4 号に規定する教育事務に関する議会の議案について、町長への意見の申出に関する事項に当たりますので、非公開としたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「はい」と発する声あり)

○程野教育長 それでは、非公開とします。

◎日程第 4 「報告第 12 号就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件」

○程野教育長 日程第 4 「報告第 12 号就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件」、説明願います。

学校教育課長。

○有澤学校教育課長 日程第 4 「報告第 12 号就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件」についてであります。

学校教育法第 19 条に規定する経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしましたので、報告いたします。

1 ページを御覧願います。

令和 2 年度就学援助認定総括表であります。

令和 2 年 8 月申請数は 6 世帯で、いずれも認定となっております。

2 ページの 8 月 11 日現在での申請世帯数が 174 世帯、認定世帯が 151 世帯で、内訳は準要保護世帯が 151 世帯となっております。

なお、不認定世帯は 22 世帯、認定外世帯は 1 世帯となっております。

ページ中段以下は各小中学校の認定者数、不認定者数で、準要保護認定者数につきましては小学校では 125 名、中学校では 98 名、合わせて 223 名となっており、認定率は 13% となっております。

以上で、報告終わります。

○程野教育長 この件について、質疑等はござりますか。

よろしいですか。

西村代理者。

○西村教育長職務代理者 報告事項ですから、質問というよりも確認なのですけれども、これ小さく内訳としてコロナウイルスに感染を伴うというようなことで載っていて 4 件入っているのですけれども、8 月 11 日現在というものですから、今年度入ったとき私もコロナに関してどうなのがなということで聞いた経過があるのですけれども、8 月に入ってあえてこういう項目で出てきたというのが、その辺の経過等、ここに載せたという意味の経過等、もし教えていただきたいと思うのですけれども。

○程野教育長 学校教育課長。

○有澤学校教育課長 これは 6 月の追加補正の中で金額だけはお知らせしておりましたが、通常であれば就学援助、前年度の収入に応じて決定していくわけですが、このコロナ禍において、4 月以降で収入が減額になっている方があるであろうと、その観点を持って判定するような一部要綱を改正し対応しますということで 6 月の追加補正で上げて、7 月 1 日から申し込みを始めました。その中で、前年度は基準には満たないのですが、やはり 4 月以降収入が減額になった方がおられました。この 4 名の方に申請いただいて、認定になったという経過でございます。

○程野教育長 西村代理者。

○西村教育長職務代理者 理解しましたが、今後まだまだ長く続くと思うので、そういう意味ではその辺十分配慮していただくということで、町部局とも関係してくるのだろうから、その辺はうまくやり取りして進めていってほしいなと思います。

○程野教育長 本件は今後についても配慮しながら進めているということです。

その他よろしいですか。

(「なし」と発する声あり)

○程野教育長 それでは、今の報告については報告のとおり承認をいたします。

◎日程第 5 「議案第 19 号令和 3 年度使用小学校用教科用図書採択の件」

○程野教育長 日程第 5 「議案第 19 号令和 3 年度使用小学校用教科用図書採択の件」、説明願います。

学校教育課長。

○有澤学校教育課長 日程第 5 「議案第 19 号令和 3 年度使用小学校用教科用図書採択の件」について、御説明いたします。

義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条及び第 14 条の規定に基づき、令和 3 年度使用の小学校用教科用図書を採択しようとするものであります。

初めに、議案の 11 ページをお開き願います。

11 ページになります。

義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律の抜粋になります。この法律の第 13 条下段のほうになりますが、教科用図書の採択の条項におきまして、教科用図書の採択は種目、これは教科用図書の教科ごとに分類された単位になりますが、種目ごとに 1 種の教科用図書について行うと規定されております。

また、12 ページ下段の第 14 条同一教科用図書を採択する期間の条項では、政令で定める期間、毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採択するものと規定されております。

次に、13 ページをお開き願います。

こちらの法律に基づく施行令では、まず第 14 条採択の時期の条項で、使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度、来年度に使用するものであれば本年度の 8 月 31 日までに行わなければならぬというふうに定められております。

また、第 15 条では、先ほどの法第 14 条の一定期間についての定めといたしまして、同一の教科用図書を採択する期間、これ 4 年間と定めております。

次に、14 ページになります。

14 ページは、本町の学校管理規則の抜粋で、その中の第 41 条教科書の採択の条項では学校において使用する教科書は、第 12 地区教科書採択教育委員会協議会、これは帶広市を除く 18 町村により構成する協議会でございます。この協議会の決定に基づき、各町村の委員会が採択するという定めとなっております。

7 ページのほうにお戻り願います。

令和 3 年度に使用する小学校用教科用図書の採択についてになりますが、ただいま御説明させていただきました法の規定に基づきまして、これは令和元年 8 月 6 日に開催されました第 12 地区教科書採択教育委員会協議会で決定された表の 13 種目の教科用図書を本委員会の中で採択しようとするものであります。

なお、8 ページから 10 ページにかけましては、種目ごとの採択結果を掲載しております。それぞれ御覧いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○程野教育長 この件について質疑等ござりますか。

鳥本委員。

○鳥本和宏委員 教科書に当たって、今シーズンの年度末にタブレットが入ると思うのですけれども、その整合性というか、教科書はこの教科書なの

かタブレットに入っての教科が進んでいくのか、どういった方向で今後この4年間というところでタブレットと整合していくのか、案があれば教えていただきたいと思います。

○程野教育長　学校教育課長。

○有澤学校教育課長　この電子図書、電子教科書というのですけれども、電子教科書の使用の法律というのは国が定めて、現状では紙がメインで電子教科書を使うのはその1教科ごとに半分までと定められています。今回早急にタブレットが入ってしまいますので、文科省のほうとしては今、令和6年ごろを目途に徐々に電子教科書へとシフトしていくような方針で、その準備を進めているようあります。

ちなみに、管内の各小中、電子教科書を購入するのですけれども、現状では購入しているところはありません。

本町も来年度予算では恐らく半分しか使えないものですから、結局紙を併用することになりますので、法律が固まるまでは電子教科書ではなく、今までの紙ベースの教科書で進めるというふうに考えております。

ただ、法律が急激に、今、令和6年を目指しておりますが、ぐっと早まったときには、またそれに合わせて対応しなければならないのかなどいうふうに考えています。

○程野教育長　そのほか。よろしいですか。

(「なし」と発する声あり)

○程野教育長　それでは、議案第19号については原案どおり可決をいたします。

◎日程第6「議案第20号令和3年度使用中学校用教科用図書採択の件」

○程野教育長　日程第6「議案第20号令和3年度使用中学校用教科用図書採択の件」、説明願います。

学校教育課長。

○有澤学校教育課長　日程第6「議案第20号令和3年度使用中学校用教科用図書採択の件」について、御説明をいたします。

義務教育中学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び第14条の規定に基づき、令和3年度使用の中学校用教科用図書を採択しようとするものでございます。

15ページを御覧願います。

令和3年度に使用する中学校用教科用図書の採択についてであります。

中学校用教科用図書につきましても、先ほど御説明いたしました小学校用教科用図書と同様に、法の定めに基づきまして採択をしていくものでございます。本年8月6日に第12地区教科書採択教育委員会協議会で

決定しております。

なお、本年度の協議会事務局は、芽室町が当番として進めてまいりましたことを申し添えさせていただきます。

令和 3 年度における中学校用教科用図書は、この表の 16 種目の教科用図書を本芽室町教育委員会の中で採択しようとするものであります。

なお、16 ページから 20 ページにかけましては、種目ごとの採択結果を掲載しております。それぞれ御覧いただければと思います。

以上で説明を終わります。

○程野教育長 15 ページのとおり、本町としても中学校の教科用図書を採択したいということであります。質疑等ござりますか。

(「なし」と発する声あり)

○程野教育長 それでは、本件については原案どおり可決をいたします。

◎日程第 7 「議案第 21 号令和 3 年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書採択の件」

○程野教育長 日程第 7 「議案第 21 号令和 3 年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書採択の件」、提案願います。

学校教育課長。

○有澤学校教育課長 日程第 7 「議案第 21 号令和 3 年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書採択の件」について、御説明いたします。

義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条及び第 14 条の規定に基づき、令和 3 年度使用の小学校及び中学校用教科用図書のうち、学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書を採択しようとするものであります。

22 ページをお開き願います。

22 ページ下段になりますが、学校教育法附則第 9 条では、特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間教科用図書以外の教科用図書を使用することができると規定されてございます。

特に特別支援学級については、障害種等によってそれぞれ使う教科用図書については、教科書以外の一般の図書なども使用して、子供たちの指導などに使えるということが定められているものであります。

のことからも、21 ページにありましたとおり、令和 2 年 8 月 6 日の第 12 地区教科書採択教育委員会協議会では、四角囲みの中になりますとおり学校教育法附則第 9 条の規定する教科用図書については、令和 3 年度使用小中学部を置く特別支援学校及び小中学校特別支援学級教科用図書（一般図書）参考資料、これが令和 2 年 6 月北海道教育委員会が作成し

ているものでございますが、これらにしたがいまして全ての図書を採択することとし、その中から児童生徒の障害種に合ったものを使用することを決定されたところであります。

これにおきまして、本町においても同様に採択していきたいという考え方の提案になります。

以上で説明を終わります。

○程野教育長 この件について質疑等ございますか。

(「なし」と発する声あり)

○程野教育長 それでは、質疑なしと認め、原案どおり可決をいたします。

◎日程第 8 「議案第 22 号令和 2 年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申出の件」

○程野教育長 日程第 8 「議案第 22 号令和 2 年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申出の件」、提案願います。

以下、非公開

それでは、今後の日程についてお願ひします。

○ 事務局 今後の日程について御説明いたします。

9 月の教育委員会会議ですが、まず臨時として 9 月 11 日金曜日 16 時から 1 階応接室で行う予定となっております。予定ですけれども、9 月 28 日月曜日 15 時 30 分 2 階図書資料室で行う予定となっております。

以上でございます。

○程野教育長 それでは、以上をもちまして第 8 回教育委員会会議を終了いたしました。

お疲れさまでした。

会議録署名 教育長 程 野 仁

会議録署名 教育委員 鳥 本 和 宏